

業務改善助成金セミナー

参加
無料

～最低賃金引き上げ時に活用できる助成金～

『業務改善助成金』は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

【対象事業者】

- ・中小企業／小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
（現在、長崎県の最低賃金額が898円のため、事業場内最低賃金が948円までの事業場が対象）
- ・解雇、賃金引下げなどの不交付要件事由がないこと

【対象となる設備投資など】

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。

令和6年

8月23日（金）

壱岐市商工会

定員 20名

13:30～15:00

セミナー内容

- ・業務改善助成金の概要
- ・対象事業場
- ・助成率／額
- ・活用事例
- ・申請手続きの流れ
- ・必要書類等

個別相談会 15:00～15:30

講師

長崎働き方改革推進支援センター
センター事業専門家

社会保険労務士 塩見英敏



FAX申込書

必要事項をご記入いただき右記FAX番号にお送りください。

FAX 095-832-4316

会社名		業種	
住所		従業員数	
TEL		MAIL	
申込者氏名			
セミナー後の個別相談を希望する	はい・いいえ		

共催

長崎県商工会連合会／壱岐市商工会
長崎労働局委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

Mail:nagasaki-hatarakikata@lec.co.jp

お問い合わせ

TEL 0120-168-610